

# 身体拘束等適正化のための指針

## ■施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- ・私達は身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行わなければならない。
- ・私達は身体的拘束ゼロ及びサービスの質向上を目指し実績を蓄積しなければならない。
- ・私たちは自信を持って提供できるサービスを目指し、組織を上げて身体拘束廃止に取り組まなければならない。

1. 身体的拘束は廃止すべきものである。
2. 廃止に向けて常に努力を行わなければならない。
3. 安易に「やむをえない」で身体拘束を行わない。
4. 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである。
5. 全員の強い意志で「チャレンジ」をする。
6. 創意工夫を忘れない。
7. 入居者様の人権を一番に考慮すること。
8. 福祉のサービス提供に誇りと自信を持つこと。
9. 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること。
10. 身体的拘束を行った場合、入居者様・家族の方に対する十分な説明を持って、身体的拘束を行う事。

## ■拘束廃止委員会その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束を適正化することを目的に、「拘束廃止委員会」を設置する。

拘束廃止委員会は1回/月程度開催し、次のことを検討する。

- (1) 本指針やその他関連する規定やマニュアル等の見直し。
- (2) 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する。
- (3) 身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- (4) 日常的ケアを見直し、入居者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
- (5) 検討会や会議については、必要に応じて参加者を選ぶことが出来る。

\* 教育研修の企画、実施は安全安心委員会が担当

## ■身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・新人職員には、事故発生防止と併せて身体拘束等の適正化に関する研修を随時実施する。
- ・年間研修計画に基づき、年間2回以上の身体拘束等の適正化に関する教育を行う。

\* 上記研修については「安心安全委員会」にて実施。

■施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針。

・介護保険指定基準の身体的拘束禁止規程

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

■介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられない様に、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護寝間着（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

■身体拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）

1. 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

2. 5つのケアを徹底する。

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的ケアを徹底することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

①起きる

人は座っている時、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

②食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

### ③排泄する

なるべくトイレで排泄するというを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排せつ物がついたままになっていけば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながることになる。

### ④清潔にする

きちんとお風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であれば、かゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

### ⑤活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよその人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

## 3. 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」をめざす。

「言葉による拘束」にも配慮する必要がある。

### ■身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

・介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られている。

\*「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められる。

#### 1. 3つの要件をすべて満たすことが必要。

以下の3つの要件を全て満たし、身体的拘束が必要な状態であることを「安心安全委員会」等で、検討し各委員合意のもとで身体的拘束実施することを、議事録等で記録しておく。

・切迫性 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

\*「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで入居者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する場合がある。

- ・非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- \*「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、入居者本人の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態蔵に応じて最も制限の少ない方法で行わなければならない。
- ・一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- \*「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。

## 2. 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる。

仮に3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

- (1)「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、フロアリーダー・看護リーダー・相談員・ケアマネジャーもしくはそれに準ずる者の合意のもとに行う。「拘束廃止委員会」において議題として上げ各委員合意のもとに最終判断を行う。基本的に個人的判断で行わないこと。
  - \*前述の4者やそれに準ずるものが揃わなくても、複数名揃い、「緊急やむをえない場合」と合意した場合は「緊急やむを得ない場合」と判断する。
- (2)入居者本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明はフロアリーダー、看護リーダー、相談員、ケアマネジャーもしくはそれに準ずるもので行う。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を入居者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても実際に身体的拘束を行う時点で個別に説明を行う。
- (3)緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

## 3. 身体的拘束に関する記録が義務付けられている。

- (1)緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記載。家族に説明し同意いただく。
- (2)具体的な記録は「身体拘束に関する説明書、システムにおける個別記録入力、拘束廃止委員会議事録」等とする。記録には、日々の心身の状況の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の中で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧していただけるようにする。

### ■入居者等に対する当該指針の閲覧について

当該指針は、「身体拘束」ファイルに綴り、事務所保管とし全ての職員が閲覧可能とする。

■その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービスに関わる職員全体で以下の点について十分に議論して共通認識をもち、拘束を無くしていくよう取り組む必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、身体拘束を安易に行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

\*身体的拘束に準ずると感じたら、情報を報告し公表することが職員としての責務である。

平成30年4月1日作成

令和元年11月1日改訂

令和3年1月1日改訂

令和3年5月1日改訂

令和5年4月1日改訂